

これだけは押さえて おきたい会社法！

株式会社を立ち上げたいけれど、
仕組みがイマイチよくわからないあなたへ



【ABOUT 司法書士】

「法律の相談って誰にしてよいのかわからない」ということはありませんか？

財産のこと、相続のこと、会社のことなど、暮らしや仕事の中で法律が密接にかかわるシーンは、実はたくさんあります。

司法書士は、**予防法務**と呼ばれ、法律上のアドバイスや手続きをおこなうことによって、様々な**民事上の問題**や**トラブルを未然に防ぐ**という役割を担っています。

当事務所は、そのような幅広い法律相談をはじめ、お客様の暮らしやお仕事に寄り添い、「FACE to FACE のリーガルサービス」を提供いたします。

誰よりも気軽に相談できる「まちの法律家」です。



【PROFILE】



司法書士 高橋吉成

会社勤務の間は各種石油製品の生産・配送計画の策定を担当いたしました。その間に、「エンドユーザーに対してFACE TO FACEのサービスを提供したい!」との思いが芽生え、司法書士への転身を決意しました。2か所の司法書士事務所での勤務を通して、不動産登記(売買・相続・担保権等)、企業法務・商業登記、動産・債権譲渡登記、各種民事案件を幅広く担当いたしました。

登録 埼玉第1654号(簡裁訴訟代理等関係業務認定会員第1401206号)

所属 埼玉司法書士会中央支部

略歴 1982年(昭和57年) 新潟県妙高市(旧:新井市)生まれ
2001年(平成13年) 新潟県立高田高等学校卒業
2005年(平成17年) 京都大学法学部卒業
2006年(平成18年) 株式会社ジャパンエナジー(現JXTGエネキ[®]-(株))入社
2013年(平成25年) 司法書士遠藤事務所(現司法書士法人えん道グループ[®])入所
2014年(平成26年) 司法書士試験合格
2015年(平成27年) 司法書士法人鈴木事務所入所
2017年(平成29年) 個人事務所を開設

趣味 剣道(五段/全国大会出場)、アルペンスキー、溪流釣り、登山、
お酒(ビール、日本酒、焼酎)

好きな言葉 継続は力なり

高橋吉成
司法書士
事務所

Judicial scrivener office



【INTRO】

司法書士として、株式会社の設立手続をご依頼いただく事が多々ございますが、株式会社に関する法的知識をお持ちの方は、あまり多くないと実感しております。

また、株式会社の設立後も、法定手続を適切にとられていなかった為に、後から慌ててご相談いただくケースも、残念ながら多々ございます。

株式会社は、次の各種関係法令等に基づいて運営する必要があります。
(後ほどご説明しますが、法令違反により過料に処せられる場合もございます。)

- ・ 会社法
- ・ 会社法施行令
- ・ 会社法施行規則
- ・ 会社計算規則



【INTRO】

しかし、上記法令は、義務教育課程では学ぶ機会が与えられておらず、また、社会人になった後も学ぶ機会は非常に限定的であり、株式会社の知識を身に着ける機会はほぼ皆無といっても過言ではありません。

コンプライアンス（法令遵守）に関しては、大企業等では専門部署を中心に対応がとられておりますが、**コンプライアンスの必要性は、大企業等に限った話ではありません。**
(株式会社を名乗る以上、必ず要求されるものです。)

そこで、「一人でも多くの起業家に対して、株式会社に関する基本的な法的知識を提供し、法定手続をふまえた会社経営を行っていただきたい！」という**問題意識**から、今回のセミナーを企画させていただきました。



本セミナーを通して、みなさまの会社運営において、少しでも有益な情報を提供できれば、本望です！！



【CONTENTS】

- I. 本セミナーのねらい
- II. そもそも株式会社ってどんな仕組み？
- III. 会社法上、最低限知っておくべき概念（株式、株主、取締役、定款…etc）
- IV. 株式会社が、必ず行わなければならない法定手続とは？
- V. 会社法以外の手続等、および、各種専門家による支援

